

第2期芦屋市子ども・若者計画

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について		
重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(1)		社会的自立に向けた「生きる力」の育成
施策①		健康な身体の育成と基本的な生活習慣の形成のための支援
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課	認定こども園・保育所では感染防止対策を講じながら実施した。運動会、発表会では、少しでも多くの父親が参加しやすいよう土曜日に開催をした。オンラインで講座を含め、利用時間、利用人数を調整しながら事業を実施した。今後も従前の事業を実施しつつ、オンライン事業など新しい形での事業についても実施を進めていきたい。(子育て支援センター)
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.2「家族の絆を深める体験ができる場の提供【重点】」No.5「わくわく冒険ひろば」No.6「子育て井戸端会議」No.7「子育て講演会、講座」No.8「子育てグループの育成」
2	人権・男女共生課	子育て中の父親を対象に、男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とする講座・事業を6企画15回実施した。アンケート結果では講座内容に対する満足度がいずれも高く、事業に参加する父親同士の交流も促すことができた。今後も引き続き、父親が家庭での育児・家事に関わる機会が増えるきっかけとなるような講座やイベントを企画し、父親同士の交流の機会も提供する必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」
3	健康課(こども家庭・保健センター)	【実施回数】【人数】【今後の課題】 ・沐浴クラス【6回実施】【延べ142人参加(うち男性139人)】【定員を増加し、積極的に周知する。教室参加者が相談できる場として活用。】 ・出産準備クラス【6回実施】【延べ80人参加(うち男性64人)】【より関心を持ってもらえるような教室の内容に変更し、積極的に周知する。教室参加者が相談できる場として活用。】 ・ヘルスアップ事業(あしや健康ポイント2023) 【実施期間:令和5年9月29日～令和6年2月11日】【参加人数:535人】【より多くの市民に参加してもらうことで、健康無関心層を減らし、健康寿命延伸を目指す。】 ・もぐもぐ離乳食教室【実施回数12回】【親子計158名参加】【新型コロナウイルス感染症感染防止対策として引き続き試食無し。食の体験機会、参加者どうしの交流はコロナ禍で減少した。】 ・幼児の食事とおやつ教室【実施回数5回。対面とオンラインの両形式で実施。対面教室では試食再開。オンラインは講話のみ視聴。オンライン教室運営は子育てセンターと協働で実施】・【対面:親子延べ95人+オンライン:保護者9人、計104人参加】【対面教室での試食再開により食の体験の機会を提供することができた。】 ・栄養相談【24回実施】【25名参加】【来所だけではなく電話相談にも対応することで、乳幼児の食に関する親の疑問や不安に対応することができた。】 おやこのための時短クッキング教室【対面で保護者の調理実習を再開】【親子計12人参加】【親子1組分の昼食メニューを作成し、親子で試食することで食の体験の機会を提供することができた。】
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.4「ヘルスアップ事業 健康ポイント(新規)」No.9「親と子どもの健康教育」No.17「栄養相談」No.18「Goodバランスアップ教室」
4	保健安全・特別支援教育課	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、安全安心を考慮して「学校給食衛生管理基準」「芦屋市学校園における感染症対策ポイントマニュアル」に沿って、感染症対策を講じながら学校給食を実施している。マスクの徹底と班の人数の見直し、会話を控えて喫食する等調理実習をはじめ、教育活動全体を通じての食育授業・食育体験は徐々に通常の教育活動に戻していきつつも、換気の徹底等感染症対策を意識しながら授業を実施している。毎月行われる献立研究会では、各校の栄養士が情報交換を行いながら安全安心な給食の質の向上に努めている。 今後も新型コロナウイルスやインフルエンザの感染状況に応じて、子どもたちが安全安心できる教育活動を引き続き実践していく必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.3「学校給食の充実【重点】」No.14「学校における食育の実施」No.15「学校の食に関する指導者の充実」No.16「学校における健康診断」
5	児童センター	「どうする？子育ての怒りとコントロール」をテーマに子育て講演会を開催し、20名が参加。みんなで考える子育て講座では、「卒乳、断乳、その準備」をテーマに開催し、13名が参加。今後も育児支援事業として、保護者が健全な子育てができるようなテーマで学習できる機会を提供していく。
	実施事業	No.7「子育て講演会、講座」No.10「環境・食育講座」No.11「ミニ講演会の開催」
6	公民館	
	実施事業	No.12「子育てに関する公民館講座」No.13「教育問題講座及び講演会」

重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(1)		社会的自立に向けた「生きる力」の育成
施策②		「共生」の心を育み認識を深める教育
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	人権・男女共生課	○人権擁護事業 (実施状況) ・市内事業所及び市内医療機関等に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の広域的な周知を図るなど、性的マイノリティに対する理解の拡大につながる取組を行うことができた。 ・人権教室の実施校を小学校及び保育所を対象とし、効果的な啓発ができた。 ・LGBT(セクシュアルマイノリティ)電話相談のリーフレット及び周知カードを刷新し、市内事業所、市内医療機関等及び中学校に配布し、相談事業の周知を図ることができた。 (今後の課題) ・継続して、性的マイノリティに対する啓発やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知を図っていく必要がある。 ・継続して、人権擁護委員と連携し人権教室を実施していく必要がある。 ・インターネット上等の差別的な書き込みに対して、対応をしていく必要がある。 ○人権啓発事業 (実施状況) 日々の生活と人権を考える集い事業は、兵庫県及びその他多数の関係機関と連携し、ひょうご・ヒューマンフェスティバルと同時開催した。北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権をテーマに講演会を実施し、北朝鮮による基本的人権の侵害や拉致問題に対する認識を深めることができた。職員人権研修は、講義を記録したDVDの視聴など、職員が参加しやすい形式を取ることで、受講者増に努めた。 (今後の課題) 関係課等と連携を図り、相互に情報交換や連絡調整をしながら、あらゆる人権課題について市民への啓発や職員の意識向上を進めていく必要がある。 ○平和施策 (実施状況) ・市民から寄贈いただいた貴重な平和資料を「たゆまぬ平和への歩み」展などで活用し、市民の平和意識の醸成に努めた。 ・中学生の平和学習の成果を「たゆまぬ平和への歩み」展で活用し、市民の平和意識の醸成に努めた。 ・平和首長会議主催の子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト入賞作品を「たゆまぬ平和への歩み」展で活用し、市民の平和意識の醸成に努めた。 (今後の課題) 戦争体験者が減少していく中で、戦争を知らない世代に、あらゆる機会を通して戦争の悲惨さや平和の大切さについて継承していく必要がある。
	実施事業	No.19「人権擁護事業【重点】」No.20「人権啓発事業【重点】」No.24「平和施策」
2	保健安全・特別支援教育課	「みんなでキャンプ」については、新型コロナウイルス感染症拡大並びに熱中症への懸念も考慮し中止した。今後、感染症や熱中症など様々な観点から状況を注視しながら事業実施内容等を検討していく。
	実施事業	No.21「みんなでキャンプ」No.22「防災教育推進事業」
3	生涯学習課	芦屋市人権教育推進協議会への活動助成金交付や、研究大会の開催を支援した。 また人権教育啓発のため「二十歳のつどい」で啓発グッズを配布した。
	実施事業	No.23「人権教育の推進」
4	上宮川文化センター	パソコン教室ではエクセルの基礎等、幅広い内容で実施した。今後も参加者のニーズに沿った内容を検討していく。
	実施事業	No.25「隣保館事業」

重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(1)		社会的自立に向けた「生きる力」の育成
施策③		考える力や創造性を伸ばす教育
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課 学校支援課	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、全小中学校において各校の実態、子どもたち個々人の特性に応じた学びの推進を図っていく。算数・数学の学習指導員(チューター)、小学校の理科推進員、教育ボランティア等の指導補助員については、今後も継続して配置し、主体的に学習に取り組むことができる学習環境と個に応じた指導の徹底を引き続き図っていく。公正で個別最適な学びのあり方を研究し、その成果を発信、共有することを目的とした市内教職員による研究チームONESTEPpersを中心に、学びの本質を問いながら探究的な学びを推進する。
	実施事業	No.26「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)【重点】」No.27「トライやる・ウィーク【重点】」No.29「学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン」No.30「チューターの配置」No.31「理科推進員の配置」No.32「国際理解教育推進事業」No.33「地域の歴史・文化を観察、調査する活動」No.34「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」No.35「環境教育推進事業」No.36「自然学校推進事業」No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」No.38「学校間交流」
2	地域経済振興課	特別支援学校の高校2年生を対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。成年年齢引き下に伴う若者の消費生活トラブル防止の啓発として県立芦屋高等学校の2年生に出前講座も実施した。また、芦屋市二十歳のつどいにて若者が遭いやすい契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発パンフレットを配布し、啓発を行った。(633部)今後も啓発チラシの配布や出前講座の実施など若者の消費者トラブル防止の取組を行う必要がある。
	実施事業	No.28「消費者教育推進事業(新規)【重点】」
3	打出教育文化センター	社会や時代のニーズに合った一般研修・新規採用教員研修・経験者研修・ICT活用研修を実施した。引き続き、学校園のニーズを聞きながら今日的な教育課題や教職員の見識の幅が広がるような研修を計画していく。また、教員としての資質向上のために、「教職に必要な素養(豊かな人間性・人権意識等)」をもとにし、児童生徒理解に努め、心豊かな状態で子どもたちと接することができるような研修を計画していく。
	実施事業	No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」

重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(2)		情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
施策①		個性豊かで幅広い「芦屋文化」や豊かな自然環境とふれあう体験機会の提供
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保健安全・特別支援教育課	○新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたとはいえ、感染症対策を継続しながら、総合体育大会や総合文化祭については実施することができた。文化芸術鑑賞についても同様に実施することができている。文化芸術に触れ、多様な価値観を受け入れることができるような豊かな心の育成にむけて、引き続き、換気対策の徹底など様々な感染状況に応じてできることを実施していく必要がある。
	実施事業	No.39「文化に関する体験学習等の充実【重点】」No.41「文化体育振興事業」
2	生涯学習課(国際文化推進課)	美術博物館・谷崎潤一郎記念館において、子どもや親子を対象にした様々な展覧会やワークショップ、講座を開催した。
	実施事業	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
3	図書館	「えほんの会」「こどもおはなしの会」「打出分室 こどもおはなしの会」等、年間を通じた行事を開催するとともに、「読書クイズ」や「楽しく読むゾウと行く 世界絵本旅行! (多言語絵本展示会)」の展示などを行った。
	実施事業	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
4	市民センター	
	実施事業	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
5	公民館	
	実施事業	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」

重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(2)		情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
施策②		スポーツ活動の推進と子ども・若者の遊び場(居場所)の確保
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	スポーツ推進課	ほぼコロナ前の状況に戻して事業を実施した。
	実施事業	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」No.44「クラブ・プログラム・イベントの活性化【重点】」No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」No.54「フリースペースの開放」
2	道路・公園課 基盤整備課	1公園5基の老朽化した遊具の更新を実施した。遊具選定にあたっては、近隣住民や幼稚園等にアンケートを実施し、子どもに愛着をもって公園を利用してもらえるように工夫を図った。引き続き、地元の子どもに愛着を持って遊具を利用してもらえるように遊具の更新を進めていく。(基盤整備課) 遊具の点検や補修を随時行った。(道路・公園課)
	実施事業	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」
3	生涯学習課(社会教育推進課)	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、7小学校の敷地内で、校庭開放事業を実施し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい遊びができる場を提供した。
	実施事業	No.45「放課後児童体験事業【重点】」
4	青少年育成課	子育て世代の就労支援、育児支援のため、適切な保護育成が必要な小学校1年生から6年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供する。
	実施事業	No.45「放課後児童体験事業【重点】」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」

5	子育て推進課（子育て支援センター）	小学生・中学生・高校生を対象に自習室（スタディールーム）を開放し、学齢期の子どもの居場所づくりを行った。こどもから大人までに親しんでいただくため、中高生メンバーから意見を募り、愛称「あしふく」を決定した。今後も「やってみたい！」ができる場所となるための事業を実施していく。（子育て支援センター）
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」No.49「子育て支援センター」No.53「自習室の設置（スタディールーム）」No.55「ミュージックスタジオ」
6	地域福祉課	「地域まなびの場支援事業」における居場所づくり等において、高浜町ライフサポートステーションで子どもをはじめとした全世代が交流できる共生型の居場所づくりを行った。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」
7	学校支援課 保健安全・特別支援教育課	〇部活動ガイドラインに沿って実施することができた。今後は、地域部活動への取り組みも含め、部活動の在り方について、関係機関と協力をしながら検討していく必要がある。体育の授業については、運動することが好きな子どもの育成をめざし、感染症対策だけでなく熱中症対策も考慮しながら内容を工夫し実施してきた。幼小中で連携しながら、子どもの運動意欲を高め、体力向上をめざす指導の研究と実践に取り組んでいる。また、家庭でも実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者への啓発に取り組む。
	実施事業	No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.48「学校体育振興事業」
8	児童センター	小学生を対象に、年間7回「卓球ひろば」を開設し、1年生から5年生までの子どもたちが参加し、楽しく卓球を通じて交流することができた。
	実施事業	No.50「児童センター」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」No.53「自習室の設置（スタディールーム）」
9	市民参画・協働推進課	集会所の貸室では地域の方が地域の子どもの向けに各種の教室の開催やイベント等の実施により、子ども達が集うきっかけづくりが行われた。引き続き、地域の各種団体で構成される地区集会所運営協議会及び地区集会所運営協議会連合会を中心に、地区集会所の維持管理とともに地域に密着した運営に努める。
	実施事業	No.51「地区集会所の有効活用」
10	図書館	本館施設内では、飲食・談笑可能なリフレッシュコーナーや読書のできる中庭など、読書ができる場や交流の場を提供している。
	実施事業	No.54「フリースペースの開放」

重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(3)		インターネット社会に生きる子ども達への支援
施策①		情報モラル教育等の推進
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課	ICTを効果的に活用しながら子どもたちの学びをさらに充実させる取り組みについて実践研究をしている。情報活用能力の育成については、全ての教科及び教科外においても指導を続けている。また情報モラルについては、とくに1人1台タブレット端末を貸与してから、インターネット社会で主体的に生きていくために必要なモラルが身につくよう継続して指導しているところである。事例をもとに情報の利便性と危険性を考えるとともに、情報に関する自他の権利の尊重、法の理解と遵守について学んでいる。SNS等によるトラブルが増加している現状を踏まえ、研修や授業実践を行っていく。
	実施事業	No.56「情報活用能力の育成【重点】」No.57「情報モラルの育成【重点】」No.58「情報教育の推進」
2	打出教育文化センター	児童生徒及び指導する教職員に対して、情報モラルや著作権についての冊子をまとめ公開・配布した。また、1人1台タブレット導入に伴い、情報活用能力の育成を念頭においた授業実践を積み上げ、どの場面でICT機器を活用することがより有効であるかなど学校教育課とも連携を取りながら研究・研修を推進していく。
	実施事業	No.56「情報活用能力の育成【重点】」No.57「情報モラルの育成【重点】」No.58「情報教育の推進」

重点目標1		豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向(3)		インターネット社会に生きる子ども達への支援
施策②		インターネット依存への対応等、家庭に向けたインターネット利用に関する支援
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	児童センター	4月から12月まで、小学生の「パソコンクラブ」を実施。今後もカリキュラムの中で、インターネットの適切な利用についても指導し継続していく。
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」
2	公民館	
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」
3	青少年愛護センター	テーマ:「サイバー空間の危険から身を守るために!!」(兵庫県青少年補導委員大会・研修会(高砂))の研修を受けた。(参加者22人)
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について		
重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(1)		困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援
施策①		若者の就労支援の強化
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	生活援護課	就労支援員(専属の会計年度職員1名)と担当職員(地区ごとのCW6名)が連携して生活保護受給者の就労支援・指導に取り組み、自立に向けての相談支援やハローワークへの同行等を行った。 生活保護受給中の若者の多くは何らかの問題を抱えているため、他部署や社会福祉協議会等の関係機関とも連携し、ケースに即した就労支援を継続することで自立につなげる必要がある。
	実施事業	No.60被保護者就労支援事業【重点】
2	地域経済振興課	ハローワーク、地域若者サポートステーション等のチラシやポスターを設置・掲示し、就労に繋がる広報を行った。 市独自での就労体験やセミナー開催が難しいため、今後も他の機関が実施する事業を積極的に広報する。
	実施事業	No.61「就労支援事業」
3	人権・男女共生課	兵庫県と共催で、相談員が就業や起業、地域活動などにチャレンジしようとする女性に助言等を行うチャレンジ相談を4回開催した。 また、就労や起業に役立てるスキルアップ講座として「女性のためのパソコン講座【Excel編】」を開催した。
	実施事業	No.62「チャレンジ相談」No.63「就労支援パソコン講座」
4	子育て推進課(こども政策課こども支援係)	母子・父子自立支援員が、ハローワークや関係機関と連携を取りながら情報提供を行った。(こども係→こども支援係)
	実施事業	No.64「母子・父子自立支援プログラム策定事業」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(1)		困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援
施策②		子ども・若者の自立に向けたきっかけづくりと継続的な支援体制の強化
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」 令和5年3月に市立公立中学校を卒業した生徒が、4月に117校の高校へ進学したので、各校に進路追跡調査票を送付し、情報収集を実施した。 来年度も同様に実施予定。 No.66「若者相談センター『アサガオ』の周知【重点】」 ホームページ、広報誌に「アサガオ」について掲載し、セミナー・親の会(毎月第2日曜日)、「キ・テ・ミ・ル・会」の周知。 成人式、市内3中学校の卒業式に「アサガオ」の名刺大カードを配布。 また、関係する諸会議でも資料配布を実施した。来年度も同様に実施予定。 No.67「地域における子ども・若者支援のネットの構築【重点】」 青少年育成愛護委員会との連携を取り、地域の見守り活動について情報を共有している。来年度も同様に実施予定。 No.75「若者相談センター『アサガオ』の充実」 『アサガオ』と連携し、情報共有を定期的に行うことで、相談業務の充実を図っている。来年度も同様に実施予定。 No.76「若者支援の実態把握」 青少年育成愛護委員会と連携し、パトロールや見守り活動について実態を把握している。来年度も同様に実施予定。 No.77「青少年愛護センターの相談」 随時相談受付を実施。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」No.66「若者相談センター『アサガオ』の周知【重点】」No.67「地域における子ども・若者支援のネットの構築【重点】」No.75「若者相談センター『アサガオ』の充実」No.76「若者支援の実態把握」No.77「青少年愛護センターの相談」
2	生活援護課	大学や私立高への進学は金銭面での負担が大きくなるため、貸付制度の案内等を中心に相談支援を実施した。また、進学が世帯自立の助長となるよう保護の制度についても改めて説明し、保護受給者の理解を求めた。 進学後、不登校や退学する世帯を未然に防ぐ意味でも、訪問を通して世帯状況及び学校生活について随時確認し、ケースに応じてこども家庭・保健センターとも連携して対応する必要がある。
	実施事業	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」
3	地域福祉課	福祉センター総合相談連絡会において、ケースの検討や、自立相談支援機関を含む各機関の機能の共有を図り、連携体制を強化した。 また、様々な支援会議等を通じ、支援者の資質・対応力向上を図った。
	実施事業	No.68「福祉の総合相談窓口【重点】」No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」
4	学校支援課	児童生徒や保護者、教員が相談できるよう拠点校6校(連携校5校)に6人のスクールカウンセラーが配置された。学校と関係機関が集まり、児童生徒の問題行動について毎月の生徒指導連絡協議会で協議した。今後も、関係機関とも連携しながら児童生徒の状況について、意見交換・情報交換を行っていく。
	実施事業	No.69「進路指導の推進事業」No.70「幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の連携強化」No.71「キャリア教育の充実」No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談」No.73「スクールカウンセラー、保健室の活用」No.74「生徒指導連絡協議会」
5	人権・男女共生課	女性の悩み相談として、女性が抱える生きづらさや悩みの相談を受ける「心の悩み相談(女性相談員:フェミニストカウンセラー)」と、離婚・養育費・相続などの夫婦・親族間の相談を受ける「家事相談(女性相談員:元家庭裁判所調停委員)」を毎月実施した。より多くの相談者の悩みに寄り添えるよう、継続的に相談窓口の周知を行っていく必要がある。
	実施事業	No.78「女性のための悩み相談」

6	子育て推進課(子育て支援センター)	こども家庭総合支援担当では、保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。子どもと取り巻く環境の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。(子育て支援センター)							
	実施事業	No.79「家庭児童相談【重点】」No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」							
7	市民参画・協働推進課	さまざまな悩みや心配ごとを抱える若者や家族などからの相談について、精神保健福祉士・公認心理師が相談員である「こころの整理相談」などにつないだ。引き続き、丁寧に相談をお聞きし、専門相談など適切な機関や窓口の案内に努めていく。							
	実施事業	No.80「市民相談窓口」							
8	地域経済振興課	社会保険労務士による無料労働相談月に1回実施し、15件の相談を受け付けた。若年層の利用が少ないため周知の方法が課題である。							
	実施事業	No.81「労働相談」							
9	人事課	市民の方からの複合的な相談に際して、福祉業務に係る基礎的な知識を習得するための福祉業務基礎研修を実施し、46名が受講した。今後どのような課題にも対応できるよう、職員の資質や対応力の向上を図るための研修を充実させる。							
	実施事業	No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」							
10	打出教育文化センター	学校教育部の教育相談体制を見直し、教育相談の窓口を学校教育課にしたため、令和3年4月1日より打出教育文化センターの不登校・友人関係等の教育相相談業務を廃止した。							
	実施事業	No.83「教育相談」							

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(2)		子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策①		①いじめ防止の推進
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課(こども政策課)	民生児童委員協議会、青少年愛護委員会、PTA協議会の代表者が出席するいじめ問題対策連絡協議会で、各組織の活動状況や子どもたちの様子について委員から報告いただき、情報共有を図った。また、令和3年10月25日から11月19日令和5年10月17日(火)～10月23日(月)の期間をいじめ防止週間として策定し、市内の小・中学校に過去の受賞作品のロゴマークを用いたのぼり旗を設置し、啓発事業を行うとともに、小学生用、中学生用のいじめ防止の啓発チラシ11,000枚及び啓発シール3000枚をそれぞれ作成し、市内の小・中学校の全児童生徒へ配布した。啓発事業については、児童生徒の興味関心を引き出し、いじめ防止の意識を高められるような取組の検討や手法の見直しが課題である。(政策係)
	実施事業	No.84「『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進」
2	学校支援課	「いじめ問題対策審議会」を2回実施。各校のいじめアンケートの結果やいじめ事案について協議した。学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、臨床心理士のそれぞれの立場から意見をいただき、毎月開催される生徒指導連絡協議会で情報共有することができた。今後、各学校で問題行動の未然防止に努め、事案発生時に対して、適切な対応がとれるように学校と教育委員会が連携して取り組んでいきたい。
	実施事業	No.84「『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(2)		子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策②		不登校・ニート・ひきこもり支援
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	打出教育文化センター	教育研究部会の指定研究部会として「不登校等の未然防止」に関する部会を立ち上げ、市内小中学校の実態・実践の交流を行うことができた。引き続き、各校の実情や生徒指導担当者や不登校担当者のニーズを聞きながら、より実践に即した研修会を計画していく。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」
2	学校支援課	先進的な取り組みを実施している学校の校長先生を招聘し、教員対象の不登校に係る研修会を開催した。適応教室の指導員に対して、年6回の研修会を実施し、通級している児童生徒へのかかわり方などについて、共有し実践することができた。適応教室(のびのび教室)が学校への部分復帰や完全復帰のきっかけとなっている児童生徒がいる。今後も、各学校への別室登校に参加するなど、通級している児童生徒が学校へ登校する機会を増やしていきたい。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.88「適応教室「のびのび学級」」
3	青少年愛護センター	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」 『アサガオ』と定期的に連絡会を開催することにより、情報共有を行い、不登校問題への相談窓口として適切な対応ができるよう連携している。 来年度も同様に実施予定。 No.86「仲間同士の支えあいの支援【重点】」 『アサガオ』主催の「セミナー」、「親の会」、「キ・テ・ミル会」を開催。来年度も同様に実施予定。 No.87「子ども・若者への訪問支援【重点】」 『アサガオ』より相談者の希望と同意があった場合にアウトリーチを実施。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.86「仲間同士の支えあいの支援【重点】」No.87「子ども・若者への訪問支援【重点】」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(2)		子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策③		障がいのある子ども・若者への特別支援
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 こども政策課 こども支援係	新型コロナウイルス感染症等の感染対策を講じながら、年3回のブロック別研修会、全体研修として実践報告会を実施した。市立・私立の就学前教育・保育施設の職員が参加し、研修講師の指導、助言を受けつつ、配慮を必要とする子どもたちへの支援の方法について学び、質の向上に努めた。 実践報告会では、各施設の事例をまとめた冊子を作成し、取り組み内容について職員が発表を行い、研修講師より講評、指導、助言を受けた。(ほいく課) 乳幼児健診等で早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、基本的生活習慣と集団適応を身に付けるため、保育と訓練及び、総合的な支援を行った。今後も早期療育に努めていきたい。(こども係→こども支援係)
	実施事業	No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」No.91「早期療育訓練の実施」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(2)		子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策⑤		児童虐待防止対策の充実
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課(子育て支援センター)	要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携して組織的に対応し、支援を必要とする児童の早期発見、早期対応を行ってきた。しかし、年々子どもを取り巻く環境が複雑化しているため、今後も関係機関との連携を強化し、支援を実施するとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.79「家庭児童相談【重点】(再掲)」No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)」
2	学校支援課	児童生徒やその保護者を対象に不登校等について、電話や面談による相談を実施した。学校教育課教育相談を相談窓口とする等体制を一新した結果、前年度に比べ相談件数も増加した。各種相談機関の連携をさらに密にし、児童生徒の支援に生かしていきたい。
	実施事業	No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談(再掲)」
3	打出教育文化センター	学校教育部の教育相談体制を見直し、教育相談の窓口を学校教育課にしたため、令和3年4月1日より打出教育文化センターの不登校・友人関係等の教育相相談業務を廃止した。
	実施事業	No.83「教育相談(再掲)」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(3)		家庭環境を下支えする方策の展開
施策①		経済的課題への支援
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	庁内関係課及び関係機関等に継続的に研修や事業の周知を行い、対象者が適切に支援につながるよう更なる周知・啓発と支援体制の強化に取り組んだ。今後も相談窓口の継続的な周知を行い、多様な困り事を抱える世帯の早期把握及び支援体制の強化を図る。
	実施事業	No.102「生活困窮者自立支援制度【重点】」
2	管理課	【奨学金事業】…県奨学給付金の単価が毎年引き上げられ、市奨学金との調整を行った。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により家計が急変した世帯にへ給付対象を広げ、事業を実施した。 【就学援助費】…国の予算の引上げに伴い、補助費目の単価引上げに取り組み、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により家計が急変した世帯にへ給付対象を広げた。 【大学等入学支援基金事業】…国の「高等教育の修学支援新制度」が令和2年4月より始まったため、市大学等入学支度金及び大学等受験料支援金(令和4年度創設)との調整をしつつ、継続して事業を実施した。
	実施事業	No.103「奨学金事業」No.104「就学援助費」No.105「大学等入学支援基金事業」
3	生活援護課	生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費の算定はもちろん、世帯の状況に応じて通学にかかる定期代や部活動費等の費用を支給した。入学時には入学準備金支給の制度説明も実施した。 今後も適切に保護費を支給できるよう、保護費算定の際のダブルチェック体制を維持する。
	実施事業	No.106「生活保護法施行事務」

4	子育て推進課(こども政策課こども支援係)	案内もれや支給もれがないよう、児童扶養手当申請時のヒアリングで対象者を把握している。(こども係→こども支援係)
	実施事業	No.107「交通遺児就学激励金」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(3)		家庭環境を下支えする方策の展開
施策②		ひとり親家庭等の自立促進
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課(こども政策課こども支援係)	No.108「自立支援給付金事業」 児童扶養手当の申請時、現況届出時等を利用して、制度の周知を行った。毎年、一定数の訓練受講者があり正規職員としての就労に寄与することができたが、更なる資格取得のための支援に力を入れていきたい。 No.109「児童扶養手当」 母子・父子自立支援員と連携しながら案内もれや支給もれがないよう周知に努めた。支給することで、経済的負担の軽減を図ることができた。 No.110「母子(寡婦)・父子福祉資金貸付金」 ひとり親家庭の父または母及び寡婦のかたに経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、技能習得資金等10種類の貸付を行った。 No.111「母子・父子家庭相談」 母子・父子自立支援員が相談者の悩みを聞き取り、困難を有する状況を改善できるよう制度案内等を行い、必要に応じて関係機関に繋げた。 No.112「ひとり親家庭の就労支援援助」 児童扶養手当の申請時や現況届出時等を利用して、制度の周知を行った。また、母子・父子自立支援員が個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと情報連携を行いながら継続的な自立・就労支援を実施した。(こども係→こども支援係)
	実施事業	No.108「自立支援給付金事業」No.109「児童扶養手当」No.110「母子(寡婦)・父子福祉資金貸付金」No.111「母子・父子家庭相談」No.112「ひとり親家庭の就労支援援助」

重点目標2		困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(3)		家庭環境を下支えする方策の展開
施策③		親として、地域の大人としての学びの場の提供
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 (子育て支援センター)	認定こども園・保育所では感染防止対策を講じながら実施した。運動会、発表会では、少しでも多くの父親が参加しやすいよう土曜日に開催をした。(ほいく課) 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、オンライン等で講座を実施した。今後も、オンラインだけではなく、イベントや講演会等を実施していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
2	人権・男女共生課	子育て中の父親を対象に、男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とする講座・事業を6企画15回実施した。アンケート結果では講座内容に対する満足度がいずれも高く、事業に参加する父親同士の交流も促すことができた。今後も引き続き、父親が家庭での育児・家事に関わる機会が増えるきっかけとなるような講座やイベントを企画し、父親同士の交流の機会も提供する必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
3	健康課(こども家庭・保健センター)	プレおや教室は、パートナーも参加できるように土曜日・日曜日に開催している。随時予約ができるようにWEB予約を実施し、参加者の増加につなげている。参加者アンケート結果から、実施内容への満足度は高い。今後も、より関心を持ってもらえるような教室の内容に変更しながら、積極的に周知していく。また、妊娠期からの切れ目のない支援を実施していく上で、教室参加者が相談できる場として活用していく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」

4	学校支援課	先進的な取り組みを実施している学校の校長先生を招聘し、教員対象の不登校に係る研修会を開催した。適応教室の指導員に対して、年6回の研修会を実施し、通級している児童生徒へのかかわり方などについて、共有し実践することができた。適応教室(のびのび教室)が学校への部分復帰や完全復帰のきっかけとなっている児童生徒がいる。今後も、各学校への別室登校に参加するなど、通級している児童生徒が学校へ登校する機会を増やしていきたい。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」
5	打出教育文化センター	教育研究部会の指定研究部会として「不登校等の未然防止」に関する部会を立ち上げ、市内小中学校の実態・実践の交流を行うことができた。引き続き、各校の実情や生徒指導担当者や不登校担当者のニーズを聞きながら、より実践に即した研修会を計画していく。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」
6	青少年愛護センター	重点目標2-(2)-②に同じ
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」No.86「仲間同士の支えあいの支援(再掲)」

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について		
重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		社会参加と居場所の充実
施策①		社会参加の機会の拡大
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	秋まつりを通じて世代間交流を図った。今後も地域コミュニティの活性化のため、安全にイベントを継続します。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
2	市民参画・協働推進課	第35回芦屋さくらまつりでは、芦屋大学ボランティア部Aquaが中心となり、多くの学生や一般市民が清掃ボランティアとして活躍した。今後も、多世代が交流できる場にしていきたい。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
3	道路・公園課	令和5年第45回芦屋サマーカーニバルは、会場内の雑踏対策の観点から、来場者を減らす対策を講じ、花火を実施した。来年度については、今年度に引き続き、会場内及び主要経路における雑踏対策を中心に、開催規模や開催方法について事業者と協議を行い、事業者に対して十分な体制整備を求めている。(道路・公園課)
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
4	青少年育成課	あしやキッズスクエアにおいて、近隣の高校、大学の学生がボランティアとして参加し、子どもとコミュニケーションが取れるよう関係性を構築していく。
	実施事業	No.114「青少年センターでの事業」No.115「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」No.117「青少年リーダーの育成」
5	生涯学習課(社会教育推進課)	二十歳のつどい企画チームへの支援を行い、企画・運営を二十歳のかた自ら行うことで、大人への第一歩を踏み出す機会をつくっていく。
	実施事業	No.116「成人式の企画・運営」

重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		社会参加と居場所の充実
施策②		気軽に集える居場所づくり
1	子育て推進課(子育て支援センター)	小学生・中学生・高校生を対象に自習室(スタディールーム)を開放し、学齢期の子どもの居場所づくりを行った。今後も、感染状況を踏まえながら事業を実施していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」No.49「子育て支援センター(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」No.55「ミュージックスタジオ(再掲)」
2	地域福祉課	「地域まなびの場支援事業」における居場所づくり等において、高浜町ライフサポートステーションで子どもをはじめとした全世代が交流できる共生型の居場所づくりを行った。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」

3	児童センター	2階自習室を午後1時～5時まで開放し、自主学習ができるスペースとして設置している。
	実施事業	No.50「児童センター（再掲）」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放（再掲）」No.53「自習室の設置（スタディールーム）（再掲）」
4	市民参画・協働推進課	地域の各種団体で構成される地区集会所運営協議会及び地区集会所運営協議会連合会を中心に、地区集会所の維持管理とともに地域に密着した運営に努めており、集会所の貸室では地域の方が地域の子ども向けに各種の教室の開催やイベント等の実施により、子ども達が集うきっかけづくりが行われている。今後も、多くの方に安全安心にご利用いただけるよう新しい生活様式に沿った居場所づくりに努める。
	実施事業	No.51「地区集会所の有効活用（再掲）」
5	青少年育成課	あしやキッズスクエアを実施し、コロナ禍での地域や近隣高校大学、また企業、NPO等との連携・協働のあり方を探り、オンラインなどの新しい手段方法も含め、子どもや若者が豊かな人間力をはぐくむ体験の機会をつくっていく。
	実施事業	No.52「その他公共施設の空きスペースの開放（再掲）」
6	スポーツ推進課	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら事業を実施した。
	実施事業	No.53「自習室の設置（スタディールーム）（再掲）」No.54「そフリースペースの開放（再掲）」
7	図書館	本館施設内では、飲食・談笑可能なリフレッシュコーナーや読書のできる中庭など、読書や交流の場を提供している。
	実施事業	No.54「フリースペースの開放（再掲）」

重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策①		有害環境対策
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課(福祉センター係)	敷地内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止し、子どもや若者が集える場を提供している。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
2	健康課(こども家庭・保健センター)	母子健康手帳交付時に必要な妊娠届出書のアンケートに、本人及び家族の喫煙歴を聞いており、必要時は禁煙指導を行っている。 妊娠届出数483件　うち　本人に喫煙歴あり4人　家族に喫煙歴あり78人 妊娠中の喫煙や、受動喫煙に関しては今後もアンケートを通して指導を行い、胎児及び子どもへの健康維持に努める。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
3	児童センター	保護者を対象に生活リズムと食育をテーマに「みんなで考える子育て講座」を実施、13名が参加した。今後もいろいろな視点で子どもの健康について学習し、継続していく。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」

4	打出教育文化センター	児童生徒に1人1台学習用端末が貸与され、フィルタリング等で閲覧制限をおこなっているが、子ども達の情報モラルの向上は課題である。芦屋市情報活用能力体系表を参照しながら発達段階に応じた「情報セキュリティ・モラル」についての指導をおこなうよう働きかけ、各校で実践を積み重ねるとともに、各校の取り組みを共有した。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
5	青少年育成課	放課後児童クラブやあしやキッズスクエア等を実施し、子どもたちに放課後の生活の場や居場所を提供することにより、子どもたちの健康を守る環境をつくっていく。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
6	青少年愛護センター	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 街頭巡視活動の見守りにより、子どもが登下校時に喫煙所等に近づくことのないような環境作りができています。来年度も同様に実施予定。 No.119「環境浄化活動」 有害図書(白ポスト)の月一回回収を行い、カラオケ店・書店・レンタルビデオ店・コンビニ・量販店・携帯電話取扱店等を年に一度訪問し、有害図書の有無を調査している。来年度も同様に実施予定。 No.120「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 テーマ:「サイバー空間の危険から身を守るために!!」(兵庫県青少年補導員大会・研修会(高砂))の研修を受けた。(参加者22人) No.121「関係機関の連携による環境浄化活動」 青少年育成愛護委員会と連携し、有害環境調査を行っている。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」No.119「環境浄化活動」No.120「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.121「関係機関の連携による環境浄化活動」
7	公民館	施設内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止し、子どもや若者が集える環境づくりに努めています。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
8	図書館	行事を行う際は、マスクを着用し適切な換気等に努めている。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
9	地域経済振興課	特別支援学校の高校2年生を対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。成年年齢引き下に伴う若者の消費生活トラブル防止の啓発として県立芦屋高等学校の2年生に出前講座も実施した。また、芦屋市二十歳のつどいにて若者が遭いやすい契約のルールやよくあるトラブル事例などを掲載している啓発パンフレットを配布し、啓発を行った。(633部)今後も啓発チラシの配布や出前講座の実施など若者の消費者トラブル防止の取組を行う必要がある。
	実施事業	No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)(再掲)」

重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策②		犯罪行為から子ども・若者を守る取り組み及び非行の早期発見・防止
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	青少年育成愛護委員会により、街頭巡視活動を継続して行った。
	実施事業	No.122「青少年育成愛護委員街頭巡視活動」

重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策③		地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	・支援対象の本人を含む、世帯に寄り添い支援を継続する中で、虐待ケースに係る会議において、若者のニーズの把握に努めた。関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取り組みを更に進める必要がある。 ・多様な主体との協働のための取組再開に向け、参集型の会議を開催した。 ・毎年相談支援のスキルアップのため民生委員・児童委員に対する研修を行っており、ケース検討の実施や福祉を高める運動研究会を開催した。 ・”社会を明るくする運動”において、学習会・講演会に加え、屋外における“市民の集い”を開催し、周知・啓発に努めた。
	実施事業	No.123「協働で課題を解決する取り組みの推進【重点】」No.125「民生委員・児童委員による相談支援」No.126「保護司会等関係団体との連絡会」No.127「芦屋市地域福祉推進協議会」
2	健康課(子育て支援センター)	妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするため、妊婦やパートナーに対して遊び場を案内し、育児の準備性を高める支援を行った。また、遊び場事業に定期的に参加し、気軽に相談できる機会を設けている。特に、妊娠期への支援が必要なことから、妊娠届出時には全数面接をし、必要な支援につなげている。 相談件数 182件
	実施事業	No.124「子育て世代包括支援センター(新規)【重点】」
3	子育て推進課(子育て支援センター)	要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携して組織的に対応し、養育支援を必要とする家庭への対応を行った。しかし、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているため、日頃から相談しやすい体制づくりを行い、虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応を行うために、関係機関が連携して予防的な支援を行っていく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)(再掲)」
4	市民参画・協働推進課	自治会のイベントや清掃活動に対して補助金を交付し、コミュニティ活動の活性化を図った。 あしや市民活動センターでは、子どもや若者が参加しやすいイベントを積極的に開催した。今後も継続的に実施していく。
	実施事業	No.128「自治会活動への支援」No.135「あしや市民活動センター」
5	児童センター	育児支援事業として、子どもの発達支援および保護者への相談サポートができる場所でもある「サポートルーム」を開設。今後も継続していく。
	実施事業	No.129「育児サポートルーム」
6	青少年育成課	芦屋市子ども会連絡協議会へ助成し、夏休みのキャンプや冬の行事にリーダーが参加することにより、社会性、自主性を育成していく。
	実施事業	No.130「子ども会連絡協議会への支援」
7	生涯学習課(社会教育推進課)	活動助成金の交付や活動に対する助言を行うなど、コミュニティ・スクールを支援することができた。今後も支援を継続する必要がある。
	実施事業	No.131「コミュニティ・スクールへの支援」

8	道路・公園課	No.132「地域主体の防犯活動」 地域のまちづくり防犯グループが相互の情報交換等を行うまちづくり防犯グループ連絡協議会全体会を2回開催し、芦屋警察や本市と包括連携協定を締結する民間企業を講師として招き、防犯意識の向上を図った。また、申請のあったまちづくり防犯グループに対し、まちづくり防犯グループ育成事業補助金を支給することにより、子どもの見守り活動の促進に努めている(令和5年度の育成事業補助金交付は17団体)。まちづくり防犯グループの高齢化が進んでおり、若い世代への活動の継承が課題となっている No.133「生活安全推進連絡会」 今年度は幹事会を2回、全体会を1回、子ども分科会を1回、高齢者分科会を1回開催した。子ども分科会では、子どもが犯罪被害に巻き込まれないよう、保護者や地域が取り組めることについて外部講師を招き講演会を実施した。本事業については、継続することが肝要であり、今後も継続して実施する必要がある。 No.134「地域あいさつ運動の推進」 まちづくり防犯グループに対し、各地域の見守り活動の事例を共有や兵庫県警が推奨する「ながら見守り」活動の情報提供をすることにより、子どもへの声掛けや挨拶運動を促進した。
	実施事業	No.132「地域主体の防犯活動」No.133「生活安全推進連絡会」No.134「地域あいさつ運動の推進」
9	青少年愛護センター	No.132「地域主体の防犯活動」 青少年育成愛護委員会により、見守りパトロールが実施されている。来年度も同様に実施予定。 No.134「地域あいさつ運動の推進」 青少年育成愛護委員会により、あいさつ運動が実施されている。来年度も同様に実施予定。 No.136「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」 施設見学等は未実施。来年度以降、実施予定。
	実施事業	No.132「地域主体の防犯活動」No.134「地域あいさつ運動の推進」No.136「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」
10	学校支援課	毎朝の登校指導で教職員が子どもたちに朝のあいさつ等を実施。また、校内外を問わず、保護者や地域の方々、ゲストティーチャーに対してあいさつをするなどマナー指導を実施。
	実施事業	No.134「地域あいさつ運動の推進」

重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策④		苦情を課題として捉え地域・行政で考える場の設定
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	青少年育成愛護委員会、若者相談センター『アサガオ』等、関係機関との連絡会を定期的に開催し、情報共有を行っている。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.137「関係機関等との連携強化」

第2期芦屋市子ども・若者計画における計画の体系

基本理念：人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう				
重点目標		取り組みの方向		施策
1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	(1)	社会的自立に向けた「生きる力」の育成	①健康な身体の育成と基本的な生活習慣の形成のための支援 ②「共生」の心を育み認識を深める教育 ③考える力や創造性を伸ばす教育
		(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供	①個性豊かで幅広い「芦屋文化」や豊かな自然環境とふれあう体験機会の提供 ②スポーツ活動の推進と子ども・若者の遊び場(居場所)を確保
		(3)	インターネット社会に生きる子ども達への支援	①情報モラル教育等の推進 ②インターネット依存への対応等、家庭に向けたインターネット利用に関する支援
2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	(1)	困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援	①若者の就労支援の強化 ②子ども・若者の自立に向けたきっかけづくりと継続的な支援体制の強化
		(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援	①いじめ防止の推進 ②不登校・ニート・ひきこもり支援 ③障がいのある子ども・若者への特別支援 ④外国にルーツをもつ人等、特に配慮が必要な子ども・若者の支援 ⑤児童虐待防止対策の充実
		(3)	家庭環境を下支えする方策の展開	①経済的課題への支援 ②ひとり親家庭等の自立促進 ③親として、地域の大人としての学びの場の提供
3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	(1)	社会参加と居場所の充実	①社会参加の機会の拡大 ②気軽に集える居場所づくり
		(2)	学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	①有害環境対策 ②犯罪行為から子ども・若者を守る取り組み及び非行の早期発見・防止 ③地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実 ④苦情を課題として捉え地域・行政で考える場の設定